

西 東 京 市 耐 震 改 修 促 進 計 画 （ 案 ） の 概 要

西東京市耐震改修促進計画の計画期間満了（平成 19～27 年度）に伴い、近年の法改正や関連計画等との整合を図り、耐震化の状況を踏まえた計画に改定するものです。
※__ 部分は現計画からの主な変更箇所を示す。

第 1 章 はじめに

□ 計画の目的、位置づけ

- 西東京市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、西東京市内の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的かつ総合的に促進することにより、西東京市民の生命と財産を保護し、災害に強いまちづくりを実現することを目的とする。
- 本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 6 条の規定に基づき策定するものである。

□ 対象区域、対象建築物

- 本計画の対象区域は、西東京市内全域とする。
- 本計画の対象建築物は、原則として建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）における新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）導入以前に建築された建築物のうち、次に掲げるものとする。

対象建築物の種類	内 容
住宅	○戸建住宅（長屋建てを含む） ○共同住宅
民間特定建築物	○特定既存耐震不適格建築物 ○要緊急安全確認大規模建築物
緊急輸送道路沿道建築物	○特定緊急輸送道路沿道建築物 ○一般緊急輸送道路沿道建築物
公共建築物	○防災上重要な公共建築物※ ¹ ○その他の公共建築物※ ²

※1：災害対策本部等、西東京市地域防災計画（案）（平成 28 年 3 月改定予定）に位置付ける避難施設、福祉避難施設、一次滞在施設、消防団詰所

※2：防災上重要な公共建築物を除く、木造以外で延床面積 200㎡を超える公共建築物

□ 計画期間

平成 28～37 年度までの 10 年間

第 2 章 耐震化の現状・目標

□ 想定する地震の規模・被害の状況

- 想定する地震の規模・被害の状況
 - 首都直下地震による東京の被害想定報告書（平成 24 年 4 月）に基づく地震の規模を想定
- 阪神・淡路大震災における被害状況

□ 耐震化の現状及び目標

- 国の基本方針に基づき、耐震化率の目標を設定
- 平成 33 年度以降の目標については、次回計画改定以降に定める。

対象建築物	耐震化率の現状	耐震化率の目標（H32）
住宅	<u>83.4%（H26）</u>	<u>95%</u>
民間特定建築物	<u>85.9%（H26）</u>	<u>95%</u>
公共建築物	<u>93.2%（H27）</u>	<u>100%</u>
防災上重要な公共建築物	<u>100%（H27）</u>	—
その他の公共建築物	<u>80.5%（H27）</u>	<u>100%</u>
特定緊急輸送道路沿道建築物※	<u>95.5%（H27）</u>	東京都が定めた目標

※：耐震化率の現状は耐震診断実施率、目標は東京都が定めた目標（平成 28 年 3 月改定予定）

第 3 章 耐震化の促進を図るための施策

□ 基本的な取組方針

- 住宅の耐震化の促進を図るための取組方針
- 民間特定建築物の耐震化の促進を図るための取組方針
- 公共建築物の耐震化の促進を図るための取組方針

□ 重点的に取り組むべき施策

- 重点的な取り組みが必要な区域
 - 地域危険度測定調査結果や木造住宅密集地域の状況を踏まえて、耐震化を促進する取り組みを重点的に進める。
- 地震発生時に閉塞を防ぐべき道路沿道建築物の耐震化
 - 地震発生時に閉塞を防ぐべき道路として、東京都耐震化条例に基づく緊急輸送道路を位置づけ、重点的に耐震化を促進
 - 特定緊急輸送道路沿道建築物は、耐震改修促進法及び東京都耐震化推進条例により、耐震診断が義務づけ
 - 西東京市地域防災計画における緊急輸送ネットワーク路線や防災都市づくり推進計画における延焼遮断帯等で整備済のものについては、地震発生時に閉塞を防ぐべき道路としての指定を検討
 - 特定緊急輸送道路沿道建築物については、東京都と連携・調整を図りながら早期に耐震化を促進するため、耐震化に係る費用の一部を助成
 - 一般緊急輸送道路沿道建築物については、所管行政庁と連携して耐震化への啓発活動を推進
- 分譲マンションの耐震化
 - 分譲マンションの耐震化を促進していくため、耐震化に係る費用の一部の助成を検討

第 4 章 耐震化に係る総合的な施策の展開

□ 普及啓発

- 震災に対する意識
- 地震防災マップの活用
- 情報提供の充実・相談体制の整備
- 安価で信頼できる木造住宅の耐震改修工法・装置の事例の普及
- 専門技術者の紹介
- 東京都耐震マーク表示制度による耐震化の促進

□ 耐震化に対する支援策

- 木造住宅耐震無料相談
- 分譲マンション耐震アドバイザー派遣
- 木造住宅耐震診断助成
- 分譲マンション耐震診断助成
- 木造住宅耐震改修助成
- 木造住宅耐震シェルター等設置助成
- 分譲マンション補強設計・耐震改修助成
- 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化助成
- 耐震改修税制等の普及

□ 耐震化と関連する総合的な安全対策の推進

- 落下物防止対策
- 大規模空間の天井落下防止対策
- 屋外広告物等の脱落等防止対策
- 自動販売機の転倒防止対策
- ブロック塀倒壊防止対策
- 家具類転倒防止対策
- エレベーターの閉じ込め防止対策

□ 関係機関との連携

- 所管行政庁との連携
- 関係団体との連携

□ 今後の取り組み

- 計画の進行管理
- その他の連携